

(公社) 徳島森林づくり推進機構プロポーザル方式による契約手続実施要領

平成26年2月28日制定

平成26年4月1日改訂

(趣旨)

第1条 この要領は、高度な技能又は、専門的な知識に基づく特殊な技術を必要とする事業（以下、「特定事業」という。）を発注するに当たって、徳島森林づくり推進機構事業発注要綱（以下「発注要綱」という。）第3条第2項に規定するプロポーザル方式の発注手続きは、当該事業に関する提案を求め、事業の目的及び内容に最も適した受託者を選定し、随意契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてプロポーザル方式とは、特定事業についての提案書等の提出を求め、次に掲げる契約の各方法により費用及び期待できる成果についての総合的な評価を行い、受注者を決定する方式をいう。

- (1) 専門的な知識、特殊な技術等を必要とする契約で、対象事業に対する発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案を審査し、機構にとって最も適切な事業者を選定する方法
- (2) 県産材の計画生産を行う事業の契約で、生産販売手法又は、用いる生産技術方式が一様でない場合において、生産販売の効率及び、環境配慮や人材育成に対する内容等を審査し、森林の保全及び林業の雇用確保に資する者であって、機構に最も付加価値を創出する事業者を選定する方法

(プロポーザル方式の種類)

第3条 プロポーザル方式による受注者の選定は、指名型プロポーザル方式又は公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

- 2 この要領において「指名型プロポーザル方式」とは、適正な遂行能力があると認められる免許や資格、又は専門職技能等を有する者、他に類似の事業実績を現に有する者から、発注要綱第6条に定める機構事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、特定事業を請け負う者として適当と認めるものを複数選定し、提案を求めるプロポーザル方式をいう。
- 3 この要領において「公募型プロポーザル方式」とは、特定事業の概要、受託者の参加資格等を公開して参加者を募り、申込業者のうち、特定事業を請け負う者として適当と認めるものを選定し、提案を求めるプロポーザル方式をいう。

(実施要項の作成)

第4条 プロポーザル方式を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を規定した実施要項を作成するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業名、事業箇所、事業内容、事業期間
- (3) プロポーザル方式の採用の具体的な理由
- (4) 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

- (5) プロポーザル方式の種別(指名型又は公募型の別)
- (6) 指名業者及び指名業者選定理由(指名型に限る。)
- (7) 公募条件、応募期間、応募方法及び業者選定基準(公募型に限る。)
- (8) 提案書作成要領(提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等)
- (9) 審査方法及び審査基準(審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等)
- (10) 提案書の公開又は非公開の別
- (11) 提案に係る費用の負担に関する事項
- (12) その他必要な事項

(審査委員会)

第5条 提案内容を審査するための審査委員会を置く。

2 審査委員会は、発注要綱第6条に定める機構事業審査委員会をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、職務権限者(決済権者)が必要と認める場合は、他に審査員を委嘱することができる。

(審査基準)

第6条 審査方法及び審査基準を策定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査項目は、特定事業毎に適切に定めること。
- (2) 数値化できる審査項目は評価点を定め、配点は、内容に応じて適切に定めること。

(指名型プロポーザル方式の実施手順)

第7条 指名型プロポーザル方式における指名数は原則3人以上とする。ただし、特別の事情があるときは3人未満とすることができる。

2 機構事業審査委員会が指名型プロポーザル方式の指名業者を決定したときは、提案書の提出依頼及び第4条第1項に規定する実施要項(指名業者及び指名業者選定理由を除く。)を当該指名業者あて通知するものとする。

3 機構は、提案書提出の前に必要に応じて説明会を開催することができる。説明会を開催した場合において、当該説明会に正当な理由なく欠席した者は失格とする。

4 機構は、提案書の提出依頼の通知後(前項の説明会を開催する場合は、説明会開催後)、1月以上の提案書作成期間を設けなければならない。ただし、業務の内容及び提案を求める内容を考慮し、その期間を1週間まで短縮することができる。

5 審査方法は、審査基準に基づき、提出書類等を審査するとともに、当該業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング(聴き取り)、プレゼンテーション(説明)、デモンストレーション(実演)等を行い総合的に審査し、受注者を選定する。

6 機構は、審査の結果、受注者を選定したときは、速やかに次に掲げる事項について、各提案者あて通知するものとする。

- (1) 採択又は不採択の別
- (2) 提案者総数
- (3) その他必要な事項

(公募型プロポーザル方式の実施手順)

第 8 条 公募型プロポーザル方式においては、参加業者の公募を行うため、次の各号に掲げる項目を記載した募集要項を策定する。

- (1) 事業の概要 事業名、施業箇所、事業内容、事業期間
- (2) 参加資格条件 業種、実績等
- (3) 選定条件 業者選定のための基準事項
- (4) 参加申込み及び受付け 参加申込み及び受付けの方法、受付場所、受付期間
- (5) プロポーザル方式の実施概要、提案時期、実施要項の入手方法及び場所
- (6) 提出書類 参加申込書、参加資格確認書類、実績のわかる書類
- (7) その他提案業者を公募するために必要な事項

2 プロポーザル方式において、業者を公募するときは、前項に規定する募集要項をホームページ及び事務所での閲覧等により周知するものとする。

3 業者の公募については、2 週間以上の募集期間を設けなければならない。

4 第 1 項の要項に基づく参加申込書等の提出があったときは、当該資料に基づき、申込者の参加資格の有無について審査し、参加資格審査の結果については申込者に通知するとともに、次に掲げる事項をホームページ等で開示するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 応募総数及び参加資格有りと認めた者の数
- (3) 参加資格有りと認めた者の名称等
- (4) 参加資格審査日
- (5) 提案書提出期限
- (6) その他必要な事項

5 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、公募型プロポーザル方式の実施手順において、これを準用する。

(結果の公開)

第 10 条 プロポーザル方式により契約を締結したときは、契約締結後速やかに、次に掲げる事項をホームページ等において公開するものとする。ただし、木材生産販売事業等の公開時期については、契約締結後の事業実施によって生じる木材取引への影響を考慮し、事業による木材取引等の完了後とすることができる。

- (1) 事業名
- (2) 事業期間
- (3) 契約締結日
- (4) 契約金額
- (5) 提案を採択し、受注者とした者の名称及びその理由
- (6) 提案者総数
- (7) その他必要な事項

附 則

この要領は平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

この要領の改訂は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。